

鹿児島市福祉環境整備指針

(目的)

第1条 この指針は、障害者や高齢者をはじめ、すべての市民が安全で快適に施設利用ができるような生活環境を創出するために、建築物、道路、公園等についての統一的な技術的基準を定め、市民の理解と協力を求め、もって生活しやすく、行動しやすい「みんなにやさしいまちづくり」を推進することを目的とする。

(対象施設)

第2条 この指針の対象とする施設（以下「対象施設」という。）は次に掲げるものとする。

- (1) 不特定多数の人が利用する建築物及びこれに附帯する施設で、別表に掲げる用途に供するもの
- (2) 公共交通機関及びこれに附帯する施設
- (3) 道路及びこれに附帯する施設
- (4) 公園、緑地、庭園及びこれに附帯する施設

(施設整備基準)

第3条 対象施設の整備基準（以下「整備基準」という。）は、別に定める基準によるものとする。

(施設整備の適用範囲)

第4条 整備基準は、対象施設の新設又は新築、増設又は増築、改修又は改築並びに大規模な修繕及び模様替え（以下「新設等」という。）に際して適用するものとする。

(施設設置者等の責務)

第5条 対象施設の設置者及び管理者（以下「対象施設設置者等」という。）は、対象施設の新設等を行おうとする場合は、当該対象施設が基準に適合するように努めるものとする。

- 2 対象施設設置者等は、障害者や高齢者等の利用に配慮し、当該対象施設を常時良好な状態に保持するよう、その管理及び運営に努めるものとする。
- 3 対象施設設置者等は、既存の施設についても、可能な限り整備基準に適合するよう改善に努めるものとする。
- 4 対象施設設置者等は、主として障害者や高齢者等の利用を目的とした施設については、整備基準に加えて、さらに利用しやすい施設として整備するよう努めるものとする。
- 5 対象施設に類する施設の設置者は、その施設の新設等に当たっては、整備基準を準用し、整備に努めるものとする。

(協議及び報告)

第6条 対象施設設置者等は、一定規模以上の対象施設の新設等を行おうとする場合において、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき、建築確認申請書等を提出しようとするときは、あらかじめ当該新設等に係る計画について市と協議するものとする。

2 対象施設設置者等は、前項の対象施設の新設等に係る工事が完了したときは、整備基準に基づき対象施設の整備状況について、市に報告するものとする。

3 前2項の協議及び報告についての手続き等については、別に定めるところによるものとする。

(認定マークの交付)

第7条 市長は、前条の規定による報告に係る対象施設が整備基準に適合していると認めるときは、当該対象施設設置者等に対し、障害者等が利用しやすい施設又は出入りに配慮した施設であることを明確に示す認定マークを交付するものとする。

2 市長は、前項以外の施設においても、障害者等が利用しやすい施設又は出入りに配慮した施設であると認められた場合は、当該対象施設設置者等に対し、認定マークを交付することができる。

3 前2項の規定により認定マークの交付を受けた対象施設設置者等は、当該認定マークを対象施設の見えやすい位置に表示するものとする。

(指導及び助言)

第8条 市長は、施設設置者等に対して、この指針の目的を達成するために必要な指導及び助言を行うものとする。

(広報)

第9条 市は、この指針の普及をはじめ、みんなにやさしいまちづくりについての広報及び啓発に努めるものとする。

(市民の協力)

第10条 市民は、施設の整備に対する理解を深め、障害者や高齢者等が円滑に施設を利用することができるよう必要な協力を行うとともに、みんなにやさしいまちづくりに積極的に参加するよう努めるものとする。

付 則

この指針は、平成9年4月1日から施行し、同日以後にされた建築確認申請に係る対象施設について適用する。

別表

建築物及びこれに附帯する施設

- 1 官公庁舎、郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 病院又は診療所
- 3 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 4 集会場又は公会堂
- 5 展示場

- 6 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 7 ホテル又は旅館
- 8 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 9 体育館、水泳場、ボーリング場又は遊技場
- 10 博物館、美術館又は図書館
- 11 公衆浴場
- 12 飲食店
- 13 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 14 車両の停車場又は船舶の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 15 一般公共の用に供される自動車車庫
- 16 公衆便所
- 17 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校及び各種学校の屋内運動場
- 18 上記の複合建築物